

阿蘇広域行政事務組合公告第 1 6 号

懲戒処分の公表

下記のとおり職員の懲戒処分を行ったので、阿蘇広域行政事務組合職員の懲戒処分の公表に関する規程に基づき、公表します。

令和 7 年 9 月 2 4 日

阿蘇広域行政事務組合管理者 松嶋和子

記

1 被処分者の所属、階級、年齢、性別、処分の種類及び内容

所属名	階級名	年齢	性別	処分の種類及び内容
消防本部	消防監	5 4	男	停職 3 ヶ月

2 事案の概要

本件は、令和 6 年度に組合職員全員に実施したハラスメントに関するアンケート調査により発覚したものである。

被処分者は、会議等において高圧的な言動や他の管理職の意見を聞かず一方的に自らの意見を話すため、複数の管理職は不快な思いを受け何も言えなくなっていました。このことにより管理職 1 名は精神的な病を発症し長期療養となった。

また、複数の職員が人事権を有する被処分者からことあるごとに不適切な発言を受け、人事について不利益な扱いを被る危険性があることを強く認識し、恐怖を感じていた。

これらの行為は、労働施策総合推進法に定義されているパワーハラスメントの 3 原則に該当し、地域住民の安心安全を守る消防職員として全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であり、消防行政に対する地域住民の信用、信頼を著しく失墜させるものである。

よって、地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づき、懲戒処分とし、停職とした。

3 処分発令日 令和 7 年 9 月 2 4 日

令和7年9月24日

各 位

職員の懲戒処分について

当組合消防本部職員1名を地方公務員法第29条第1項第1号及び同項第3号に基づき、令和7年9月24日付で懲戒処分しました。

地域住民の生命と財産、安心安全を守る役割を担う消防職員による不適切な行為によって、皆様の不信を招くこととなり、心よりお詫び申し上げます。本組合消防組織においてハラスメント事案が発生したことは、誠に遺憾であり、管理者としての責任を重く受け止めております。

消防組織のみならずパワーハラスメントをはじめ各種ハラスメントは、全ての職場において許されることのない重大な問題であり、研修等にて職員個々の倫理観や人権意識の理解を深めるとともに、相談窓口の充実化や再発防止に向け組織全体で取り組み、職員一人ひとりが安心して働ける職場づくりに努めてまいります。

阿蘇広域行政事務組合

管理者 松 嶋 和 子